



私法と契約



概 要

1 契約は生活を豊かにするものであること

私たちの生活は、契約に囲まれているといっても過言ではありません。

例えば、コンビニでお弁当を買う（売買契約）、電車に乗る（旅客運送契約）、スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる（賃貸借契約）、友達からお土産をもらう（贈与契約）、これらは全て契約です。私たちには、契約を一度もしないまま一日を過ごす日はないかもしれません。

旅行に行ったり、コンサートに行ったりといった趣味を楽しむ際にも、契約が必要ですし、将来的には、資金の融資を銀行から受けて会社を立ち上げるなどといった形で契約と関わる生徒もいるかもしれません。

このように契約は、人が生きていく上で避けては通れないものです。そして、人々の生活や社会を豊かにするためにあるものであると言えます。

2 契約の基本的な考え方

(1) 契約とは

契約とは、当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致することで成立する約束のことです。

例えば、「この本を1,000円で売る」、「この本を1,000円で買う」という売手と買手の意思表示が合致することで売買契約が成立します。

売買契約のほか、贈与契約、賃貸借契約、雇用契約など様々な形の契約があります。これらはいずれも、意思表示が合致したといえれば、契約書を作成しなくても契約が成立します。それがたとえ口約束であっても、当事者間の意思表示が合致した以上、契約は成立するのです。

他方、例えば、自分の名前が書かれた、身に覚えのない契約書が存在していたとしても、当事者双方の意思表示の合致がなければ、契約が成立したとは言えません。

(2) 契約自由の原則（私的自治の原則）

契約の基本的な考え方として、契約自由の原則（私的自治の原則）があります。

契約自由の原則は、個人と個人の間で結ばれる契約については、国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のことを言います。私的自治の原則も、ほぼ同じことを意味しています。

この契約自由の原則（私的自治の原則）は、個人の自由を尊重し、国家はできるだけ私人同士の関係に干渉すべきではないという近代法の考え方に基づいています。

具体的には、

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる

というものです。

契約の成立には両当事者の合意が必要ですので、片方の当事者だけが契約の成立を望んでいたとしても、もう片方の当事者がそれを拒めば、契約は成立しません。

そして、両当事者が自分の意思で合意して契約が成立した以上は、契約の効力として、両当事者にそれぞれ権利と義務が発生し、義務を履行する責任が生じます。

例えば、商品の売買契約であれば、売主には代金を請求する権利と商品を引き渡す義務が生じる一方で、買主には商品の引渡しを求める権利と代金を支払う義務が生じ、それぞれ義務を履行する責任が生じます。

もし、結んだ契約の内容がきちんと実行されない、例えば、代金を支払ったのに商品がもらえない、事前にアパートの家賃を支払っているのに別の人が住んでいたなどといったことが当たり前になる社会だったら、どのような事態になるのでしょうか。そのような社会であれば、安心して、物を買ったり、アパートを借りたりといった経済活動ができなくなってしまいます。

また、売主や貸主の立場から考えても、商品を引き渡したのに代金を支払ってもらえない、アパートを貸したのに家賃を支払ってもらえないなどといったことが当たり前になる社会であれば、誰も物を売ったり、貸したりしようとは考えなくなるでしょう。

そのようなことにならないよう、皆が安心して契約を結ぶことができるように、契約が成立した以上は、両当事者にそれぞれ義務を履行する責任が生じるのです。

同じ理由から、一度成立した契約を当事者いずれかの都合で解消することは、原則としてできません。

もっとも、このような考え方は、契約を結ぶ時点で、両当事者が自分の意思で合意して契約をしていることが前提となっています。

ですから、契約した時点で、どちらかの意思が不完全であれば、意思表示が合致したとはいえず、その契約は解消できることになります。

3 実質的な平等を図るための例外

契約自由の原則は、対等な個人同士の契約を前提としています。しかし、現実の社会に目を向けると、必ずしも、対等な個人の間でばかり契約が行われているとは限りません。例えば、一般の消費者と事業者との間には、商品に対する情報の質や量、交渉力に格段の差があることは明らかです。

消費者などの社会的・経済的弱者に一定の保護を与えることなく、対等な個人を前提とする契約自由の原則を徹底すると、事業者などの社会的・経済的強者にとって有利な契約ばかりが成立しかねず、かえって不平等や不公正な結果となってしまいます。

そこで、実質的な平等を図り、社会的・経済的弱者を保護するために契約自由の原則が修正（制限）され、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じなかったり、契約の解消が認められたりと、例外的に特別な制度が設けられています。

- 消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差に着目して、消費者を保護し、事業者との間での実質的な平等を図るために設けられた制度・規定



→クーリング・オフ制度（特定商取引に関する法律），事業者の不当な勧誘や契約条項から消費者を守るための規定（消費者契約法）

●労働者を保護し，雇用者との間での実質的平等を図るために設けられた規定

→労働基準法，最低賃金法

これらの特別な制度によって，社会的・経済的弱者を保護するための様々な手当が行われています。このような社会的・経済的弱者を保護するための特別な制度を授業で取り上げる際には，

●契約は身近なものであり，人々の生活を豊かにするものであること

●契約の基本的な考え方として，契約自由の原則があること

●契約の内容は守らなければならない，一度結んだ契約は原則として解消できないこと

を前提として，「なぜ契約自由の原則に例外があるのか」を考えさせた上で取り上げると，生徒の理解がより深まるものと思われます。

※ 参考：消費者教育に関するウェブサイト

消費者庁ホームページ <https://www.caa.go.jp/>